【年末調整に必要な書類の提出用紙】

（フリガナ） 氏名	

下記の【提出が必要な書類】のうち、書面の提出書類について、この用紙に貼り付けて提出してください。

（貼付欄）

【提出が必要な書類】

□提出書類なし

書面	電子	提出が必要な人	提出が必要な書類
□	□	生命保険料控除の適用を受ける人	生命保険会社等が発行した証明書類 一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一契約の保険料（分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額）が 9,000 円を超えるものについて、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。 勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ保険料については、申告書に記載した保険料等の金額、保険金等の受取人などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を提出する必要はありません。
□	□	地震保険料控除の適用を受ける人	損害保険会社等が発行した証明書類 保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。団体特約により払い込んだ場合の扱いは、生命保険料の場合と同様です。
□	－	社会保険料控除の適用を受ける人	国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類 それ以外については、証明書類を添付する必要はありません。
□	－	小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける人	独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類 掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。
□	－	年の途中で就職した人で前職がある人	前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票など
□	－	非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける人	その親族にかかる「親族関係書類」（戸籍の附票の写し、旅券等の写しなど親族であることを証明する書類）、「送金関係書類」（金融機関、クレジットカード発行会社、電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、あなたがその親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの）、30歳以上70歳未満の扶養親族で留学又は38万円以上の支払を受けている場合はそれぞれ「留学ビザ等書類」（ビザ又は在留カードの写し）、「38万円送金書類」（送金関係書類のうちその年の支払合計が38万円以上かを明らかにする書類）
□	－	勤労学生控除の適用を受ける人	専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書
□	－	住宅借入金等特別控除の適用を受ける人（２年目以降の人。初年度は確定申告。）	「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書（控除証明書）」および「年末残高等証明書」

【連絡事項】